

北九州市立大学同窓会福山支部規約

(名称)

第1条 本会は、北九州市立大学同窓会福山支部（以下支部という）と称す。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と融和を図り、北九州市立大学の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

1. 会員相互の交流と情報の交換。
2. 会員間の親睦を図るため、レクリエーション等を担当者を決め、事業推進に当たる。
3. その他。

(支部の所在地)

第4条 本支部の事務局は、支部長宅に置く。

(会員)

第5条 本支部会員は、次の通りとする。

1. 福山市周辺に居住または勤務する小倉外事専門学校・北九州外国語大学・同短期大学部・北九州大学・北九州大学大学院・北九州市立大学及び北九州市立大学大学院卒業生
2. 上記中退者で、卒業生3名以上の推薦により、役員会の承認を経た者。
3. 本会の会員は、氏名・住所・所属の変更があった場合は速やかに支部長若しくは役員に報告しなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 顧問・相談役 若干名 (2) 支部長 1名 (3) 副支部長 若干名
- (4) 幹事 若干名 (5) 会計 1名 (6) 監査 2名
2. 支部長は役員会に於いて会員の中から選出後、役員会の議決を得て決定し、総会に報告する。その他の役員は支部長がこれを委託する。
3. 支部長は、必要に応じて顧問・相談役を置くことができる。
4. 副支部長には、少なくとも1名は女性会員から委嘱する。
5. 支部長は本部評議員を兼ねる。

(役員職務)

第7条 支部長は、本支部を代表し、会務を総轄する。

2. 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事は支部長の指示により、会務を処理する。
4. 会計は、本支部の会計を処理する。

5. 会計監査は、会計の状況を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1期2年とする。但し、再任は妨げない。

2. 役員が任期中退任したときは、支部長の委託によりこれを補充し、その任期は前任者の残存期間とする。

(会議・およびその招集)

第9条 会議は、総会及び役員会とし総会及び役員会は支部長が招集する。

2. 支部総会は年1回開催し、役員会で決議された事項の報告を行い、総会の状況を同窓会本部に報告しなければならない。

3. その他、支部長が必要と認めたときに開催する。

4. 総会の議長は、総会において選出する。(総会の議長は支部長とする。)

(会計)

第10条 本支部の経費は会費(本部よりの補助金)、寄付金その他の収入による。

2. 会計年度は4月1日より3月31日とし、支部長は毎年の決算の状況を役員会の承認を経て、文書にて総会の場に於いて報告しなければならない。

(規約の改廃)

第11条 本規約の改廃は、役員会の3分の2以上の賛成を要し、総会に於いて出席者の過半数をもって承認される。

(雑則)

第12条 前各条に定めるもののほか、本支部の運営に関して必要な事項は、支部長が役員会に諮って運営する。

付則

本規約は、1987(昭和62)年1月15日施行

本規約は、2008(平成20)年2月2日改正施行

本規約は、2011(平成23)年6月4日一部改正施行

本規約は、2019(令和元)年5月25日一部改正施行